

令和2年5月1日

消費者安全法に基づく重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データベース登録について

消費者安全法第12条第2項により消費者庁に通知のあった下記の消費者事故等の情報を、事故情報データベースに登録することとしましたので、お知らせします。

1. 事故情報(食中毒情報を除く。)

	事故発生日	製品名等	事故内容	発生都道府県
1	令和2年4月20日	運輸サービス(乗合バス)	乗合バスが乗客を乗せて運行中、交差点において路面電車と接触。	鹿児島県

2. リコール・自主回収情報

	製品名等	届出内容
1	普通乗用自動車(メルセデス・ベンツ メルセデス AMG G63 他)	普通乗用自動車(燃料装置)のリコール。(外-3024) 燃料パイプにおいて、PA(ポリアクリレート)コーティングが不十分なため、フランジ加工の際に亀裂が生じているものがある。そのため、燃料パイプの接続部から燃料が漏れるおそれがある。
2	普通乗用自動車(メルセデス・ベンツ メルセデス AMG G63)	普通乗用自動車(原動機)のリコール。(外-3025) エンジンコントロールユニットにおいて、制御プログラムが不適切なため、高回転域の高負荷時に失火が発生することがある。そのため、シリンダの燃焼を休止させるとともにエンジン警告灯(MIL)が点灯し、最悪の場合、排出ガスが基準値を超えるおそれがある。
3	軽自動車(ダイハツ タント 他)	軽自動車(座席)のリコール。(4742) 運転者席又は後席のシートレールにおいて、位置調整用穴の加工治具が不適切なため、当該調整用穴の幅が狭いものがある。そのため、座席が適切に固定されず、最悪の場合、衝突時に座席が動き、乗員が過度の傷害を負うおそれがある。
4	普通乗用自動車(フォルクスワーゲン VWポロ 1.2/77kW 他)	普通乗用自動車(自動変速機油圧制御システム)のリコール。(外-3028) 7速DSG型自動変速機のマカトロニクスにおいて、アッパーハウジングのねじ切り加工が不適切なため、耐久性が不足しているものがある。そのため、アクкумуляターの継続的な油圧変化による疲労の蓄積により、アッパーハウジングに亀裂が発生し、油圧が低下して、最悪の場合、駆動力が伝達されず走行できなくなるおそれがある。
5	普通乗用自動車(ニッサン NV350 キャラバン 他)	普通乗用自動車(車体)の改善対策。(593) 高開度バックドア架装車両において、右側バックドアステーを取り付ける上側取付ブラケットの加工が不適切なため、バックドア開閉の繰り返しによりブッシュが破損してナットが緩むものがある。そのため、そのままの状態で使用を続けると、最悪の場合、ガスステーが外れてバックドアが保持できなくなるおそれがある。

3. 食中毒情報

	事故発生日	原因施設・原因食品	病因物質	発生都道府県
1	令和2年4月3日	飲食店(3月31日の食事)	カンピロバクター	滋賀県
2	令和2年4月14日	飲食店(4月13日の弁当)	ノロウイルス	広島県

4. 留意事項

これらは、消費者安全法の規定に基づく通知内容の概要であり、消費者庁として事故原因等を確定したものではありません。

「2. リコール・自主回収情報」の届出内容欄のリコール情報等における()内の数字は、リコール届出番号、改善対策届出番号です。消費者安全調査委員会(消費者庁)に申出のあった事故情報については、右端に※印を記載しています。

上記情報は、登録後、事故情報データベース(URL: <http://www.jikojoho.go.jp>)で「消費者事故等(2020年5月1日公表分)」をフリーワードに入力すると検索可能になります。

本件に対する問合せ
消費者庁消費者安全課 照井、西口
TEL: 03(3507)9263 FAX: 03(3507)9290